

タクシー事業者等緊急支援事業



1. タクシー事業者等緊急支援事業とは

新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少下において、原油価格や物価の高騰による事業への影響が大きい市内公共交通及び市内外への旅客輸送の維持に努めたバス事業者やタクシー事業者を支援することを目的とした制度です。

2. 支援対象者

- (1) 市内に本社又は営業所を持つ**乗合バス事業者**
若しくは市内に乗降可能な停留所（高速線を除く。）を複数もつ
乗合バス事業者
- (2) 市内に本社又は営業所を持つ**貸切バス事業者**
- (3) 市内に本社又は営業所を持つ（個人事業主においては住所をおく）
タクシー事業者

3. 支援内容

| 支援対象 | | 支援額 |
|---|--------|--|
|  | 乗合バス※ | 各事業者が市内の営業所に配置する事業用車両1台につき 10万円 |
| | 貸切バス | |
|  | 法人タクシー | 各事業者が市内の営業所に配置する事業用車両1台につき 4万円 |
| | 個人タクシー | |

※新潟交通株式会社及び新潟交通観光バス株式会社の車両は対象外になります
※バス、タクシー両方を運行している事業者に関しては、両方が適用になります

問い合わせ窓口 ☎025-267-6925
(事務委託事業者：株式会社サーヴメント)

4. 申請について

(1) 申請受付期間

令和4年7月13日(水)～令和4年8月31日(水)

(2) 申請方法

感染拡大防止のため、郵送受付のみ。※令和4年8月31日(水)消印有効

【宛先】 〒950-2028
新潟市西区小新南1-20-14
株式会社サーヴメント 宛

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。
※封筒裏面に差出人の住所お及び氏名を必ずご記載ください。

(3) 申請に必要な書類の入手方法

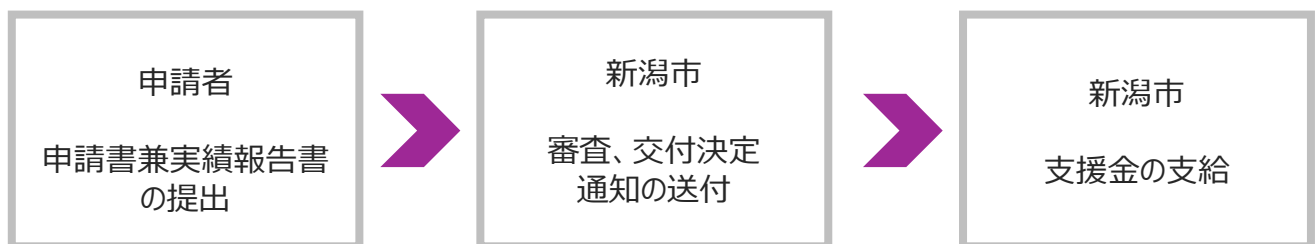
新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 バス・タクシー 支援金

検索

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。
ご不明な点はバス・タクシー緊急支援問合せ窓口へお問い合わせください。

(4) 申請の流れ



申請書に不備がなければ、
概ね2週間程度で指定口座に入金

(5) 注意事項

添付書類に、申請日時点の「新潟市制度用の納税証明書」が必要となります。

問い合わせ窓口 ☎025-267-6925
(事務委託事業者：株式会社サーヴメント)